

社外役員の独立性判断基準

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

中央自動車工業株式会社（以下、「当社」とする）は、当社における社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」とする）の独立性基準を以下のように定め、各社外役員（その候補者も含む）が下記いずれの要件にも該当しない場合において、独立性を有しているものと判断する。

- ① 当社および当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者^(注1)
- ② 当社グループを主要な取引先とする者^(注2)またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先^(注3)またはその業務執行者
- ④ 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者
- ⑥ 当社グループから役員報酬以外に、多額^(注4)の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑦ 当社グループから多額^(注4)の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人、またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑧ 当社グループが多額^(注4)の寄付または助成を行った法人、その他の団体の理事またはその他の業務執行者である者
- ⑨ 当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行者
- ⑩ 上記②~⑨に過去3年間において該当していた者
- ⑪ 上記①~⑨に該当する者が重要な者^(注5)である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

-
- (注1)業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人ならびに過去に一度でも当社グループに所属したことがあるものをいう。
- (注2)当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
- (注3)当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。
- (注4)多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
- (注5)重要な者とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。